

第8回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年4月19日
 告示番号 第5号
 会議年月日 令和4年4月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主 事 千葉 星夏

本日の案件 第8回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後2時50分

議 長	本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第8回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議 長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことです。一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に16番 及川 治雄 委員、17番 松岡 千賀子 委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、千葉主事を指名いたします。
議 長	審議に入ります。 「報告第17号 専決処分の報告について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
局 長	1ページをお開き願います。 報告第17号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第3条の3の規定による相続の届出について専決処分しましたので、農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき、

これを報告するものです。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から6ページの第17号までの17件、17名の方からの届出であり、専決処分の日は、令和4年4月15日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などにより農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第17号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第17号の質疑を終わります。

次に、「報告第18号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

7ページをお開き願います。

報告第18号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第5号までの5件、6筆の現状変更届出を受理したので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に、届出の内容について通知しております。

議

長

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が3件、農業用施設の整備が2件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第18号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議

長

なければ、報告第18号の質疑を終わります。

議

長

次に、「議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

局

長

8ページをご覧ください。

議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請1件でございます。

第1号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和14年12月31日までの10年8月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請6件でございます。

第2号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和5年4月30日までの1年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第3号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和6年4月30日までの2年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

9ページをご覧ください。

第4号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第5号については、譲渡人と譲受人は夫婦の関係にあり、実際の耕作者である譲受人が名義を揃えるため贈与により取得しようとするものです。

10ページをご覧ください。

第6号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第7号については、譲渡人は遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請1件でございます。

第8号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

11ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請5件でございます。

第9号については、譲渡人と譲受人は姉弟の関係にあり、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第10号については、譲渡人と譲受人は夫婦の関係にあり、実際の耕作者である譲受人が名義を揃えるため贈与により取得しようとするものです。

第11号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が耕作するため、使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年3月31日までの2年10ヶ月となっております。

借受人は現在、会社員で、経営農地はありませんが、農作業歴は20年あり、大豆、トウモロコシなどの作付・管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

12ページをご覧ください。

第12号及び第13号については、譲渡人と譲受人が耕作の利便性を図るため農地を交換しようとするもので、農地のほか山林や宅地を含めそれぞれ3筆を交換するものです。

次に、東山地域に係る申請2件でございます。

第14号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

13ページをご覧ください。

第15号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営安定のため売買により取得しようとするもので、売

買金額は記載のとおりとなっております。

次に、川崎地域に係る申請1件でございます。

13ページから14ページになりますが、第16号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

最後に、藤沢地域に係る申請6件でございます。

14ページから15ページになりますが、第17号及び第18号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和14年3月31日までの9年9ヶ月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

15ページから16ページになりますが、第19号、第20号及び第21号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和6年12月31日までの2年8か月となっております。

第22号については、譲渡人は遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が市内へ移住し、新たに耕作を行うため、農地のほか宅地及び居宅、原野等を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

譲受人は、現在、コンピュータ関連の自営業を営んでおり、農家ではございませんが、トマト、きゅうり、なす等の作付・管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

これについては、空き家バンクの登録物件ではございません。

以上22件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第55号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

2番
佐藤 圭一 委員

一関地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和4年4月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤と佐藤 宗雄 委員、農地利用最適化推進委員 大越委員、菅原委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事。

報告内容、第1号について、別紙農地法第3条現地調査書のと

議 長
4番
小澤 仁 委員

おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域、農地法第3条現地調査の報告いたします。

現地調査日、令和4年4月11日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 小澤、農地利用最適化推進委員 磯田委員、千葉委員、支所職員 千葉産業建設課主査。

報告内容、第2号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告いたします。

現地調査日、令和4年4月11日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、小崎委員、事務局職員 佐藤局長補佐、千葉主査、支所職員 小野寺産業建設課主査。

報告内容、第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年4月11日、午前9時半より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、千葉委員、事務局職員 千葉主査、支所職員 小山産業建設課主査。

報告内容、第9号から第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もな

議 長
5番
佐藤 繁 委員

議 長

7番
佐藤 想司 委員

いことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、東山地域担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域、農地法第3条現地調査の報告いたします。

現地調査日、令和4年4月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、小野委員、支所職員 加藤産業建設課課長補佐。

報告内容、第14号から第15号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

議 長

20番
遠藤 勝幸 委員

ありがとうございます。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域、農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和4年4月11日、午前9時より行いました。

現地調査員、農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 今野委員、小野寺委員、支所職員 坂本産業建設課課長補佐。

報告内容、第16号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

議 長

13番
佐藤 和威治 委員

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告いたします。

現地調査日は令和4年4月11日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、畠山委員、農地利用最適化推進委員 畠山委員、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 阿部産業建設課主事。

報告内容、第17号から第22号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

議長 長 ありがとうございます。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。
(なしの声あり)

議長 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。
(挙手満場)

議長 長 挙手満場と認めます。
よって、「議案第55号」を可と決めます。

議長 長 次に、「議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。
17ページをお開き願います。

局長補佐 議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。
次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。
最初に、一関地域に係る申請1件です。
第1号は、申請人が駐車場を整備し神社に貸すため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
なお、申請地は令和4年2月28日付け農振除外済みです。
次に、室根地域に係る申請1件です。
第2号は、申請人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。
農地区分は、土地改良区域内の農地であるため第1種農地と判断しましたが、既存施設の2分の1以内の拡張であるため、転用可能と考えられます。
申請地は令和4年2月28日付け農振除外済みです。
次に、藤沢地域に係る申請1件です。
第3号は、申請人が太陽光発電システムを設置するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。

<p>議 長</p> <p>2 番 佐藤 圭一 委員</p>	<p>申請地は令和3年1月27日付け農振除外済みです。 コロナ関係で太陽光の部品がなかなか揃わなかったため遅れた ものです。 以上、3件につきましては、農地転用許可基準から、転用する ことはやむを得ないと判断されるものです。 以上で説明を終わります。 以上で「議案第56号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、一関地域担当委員の方から現地調 査の結果報告をお願いします。 一関地域の農地法第4条現地調査の報告をいたします。 現地調査日と現地調査員は3条と同じです。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った 結果、下記のとおり報告いたします。 第1号、申請地は、JR山ノ目駅から北東に約6.9kmの位置に あり、周囲は北及び東側が県道、南及び西側が農地となっております。 申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみである ことから、周辺農地に影響はないと思われます。</p>
<p>議 長</p> <p>12番 藤原 美喜男 委員</p>	<p>以上です。 ありがとうございます。 次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。 室根地域の農地法第4条現地調査の報告をいたします。 調査日につきましては4月11日、午前10時より、現地調査委員 農業委員 私 藤原、千葉委員、農地利用最適化推進委員 小松 委員、支所職員 小原産業建設課主任技師。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った 結果、下記のとおり報告をいたします。 第2号、申請地は、JR矢越駅から南に約4.9kmの位置にあ り、北、南及び西側は農地、東側は公衆用道路となっております。 申請人が自己住宅を建築するものであり、排水は合併処理浄化 槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思わ れます。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上です。 ありがとうございます。 次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>

13番
佐藤 和威治 委員

藤沢地域の農地法第4条の現地調査報告を行います。
調査日、調査員につきましては3条と同じです。

報告内容、第3号、申請地は、藤沢支所から南東に約4.9kmの位置にあり、周囲は西側が宅地、東側、北側及び南側が畑となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備するものであり、周辺農地に影響はなく転用に問題はないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

21番
畠山 潔 委員

3号についてですが、面積の割には太陽光パネル300枚ということで、面積が500㎡、残りが通路、法面等ということですが、もう少しこのパネルを増やせなかったのかなと、思われますが、どんな状況だったのかお聞きしたいです。

局 長 補 佐

お答えいたします。

こちらは、パネルの配置図が入っていませんのでわかりづらいのですが、パネルの入った図面を見ますと300枚ですが、ほぼ全面を使うような形のレイアウトになっております。

それから、結構法面も多く、全部が使えるわけではなく、また太陽光の場合ですと太陽光パネルとパネルのすき間も多いので、レイアウトは、全面に無駄なく配置されるようになっております。

それから、これは説明しませんでした、畑として南側の部分に、一部残す部分があり、1筆のうちの、土地利用状況図の4ページですが、こちらでグレーに塗った部分の南側の三角形の部分は畑として残すということです。

それから、太陽光パネルの枚数をもっと増やせないかという話ですが、太陽光パネルを設置する場合、基準がありまして、一般的に太陽光パネルだと50kW以下という基準がありますので、それ以上超えますと大規模なものになり、専門の技術者を置かなければならないといったこともありますので、このぐらいの量で、大体49.5kWで許可を得ているというのが一般的です。

以上です。

議 長

よろしいですか。

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p>
		(挙手満場)
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第56号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p>
局長補佐		<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>18ページをお開き願います。</p> <p>議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。</p> <p>最初に、一関地域に係る申請7件です。</p> <p>第1号は、譲受人が駐車場を整備するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。</p> <p>第2号は、譲受人がレストラン及び従業員、利用客の駐車場を整備するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから、転用は可能と考えられます。</p> <p>なお、申請地は令和4年2月28日付け農振除外済みです。</p> <p>19ページをお開き願います。</p> <p>第3号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請地は令和4年2月28日付け農振除外済みです。</p> <p>第4号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。</p> <p>第5号は、譲受人が共同住宅2棟を建築するため転用申請する</p>

ものです。

農地区分は都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

20ページをお開き願います。

第6号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第7号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第8号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、土地改良区域内の農地であるため第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから、転用は可能と考えられます。

なお、申請地は令和4年2月28日付け農振除外済みです。

21ページをお開き願います。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第9号は、借受人が資材置場として利用するため転用申請するもので追認案件です。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、藤沢地域に係る申請2件です。

第10号は、譲受人が従業員用駐車場を増設するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は令和4年2月28日付け農振除外済みです。

22ページをお開き願います。

第11号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、11件につきましては、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

2 番
佐藤 圭一 委員

以上で「議案第57号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

調査日と調査員は3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から北西に約1.3kmの位置にあり、周囲は北及び東側が市道、南及び西側が宅地となっております。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第2号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約1.9kmの位置にあり、周囲は北側が農地及び宅地、東及び西側が農地、南側が国道となっております。

申請人が経営するレストランの従業員及び来客用駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第3号、申請地は、一関インターチェンジから西に約890mの位置にあり、周囲は北側が現況市道、東側が市道、南及び西側が農地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は雑排水処理槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

次のページです。

第4号、申請地は、JR山ノ目駅から南に約610mの位置にあり、周囲は北側が農地、東及び南側が市道、西側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第5号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約420mの位置にあり、周囲は北側が市道、東及び西側が宅地、南側が用悪水路となっております。

申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ

接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第6号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約1.5kmの位置にあり、周囲は北、南及び西側が農地、東側が公衆用道路及び雑種地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第7号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約3.6kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が雑種地、南及び西側が市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

21番

次に、大東地域担当委員の方、報告をお願いします。

畠山 潔 委員

大東地域の5条現地調査報告を行います。

現地調査日と現地調査員については3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請地は、JR摺沢駅から北東に約2.9kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東側が現況宅地、南側が市道、西側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

12番

次に、室根地域担当委員の方、報告をお願いします。

藤原 美喜男 委員

室根地域の農地法第5条の現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員につきましては第4条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請地は、JR折壁駅から南東に約3.5kmの位置にあり、周囲は北、東及び西側は農地、南側は国道となっております。

議 長

13番
佐藤 和威治 委員

議 長

21番
畠山 潔 委員

局 長 補 佐

す。

申請人が資材置場として既に利用しており、排水は雨水のみであることから、周辺農地には影響がないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては3条と同じです。

第10号、申請地は、藤沢支所から北東に約1.8kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が山林、農地及び公衆用道路、南側が山林、西側が農地となっております。

申請人が駐車場として整備するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

第11号、申請地は、藤沢支所から北に約1kmの位置にあり、周囲は北及び西側が市道、東及び南側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われま

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

2番についてお聞きします。

配置図の11ページ、この中で申請地の中ほどにあるのですが、申請地243-6という地番があるのですが、これがどこに該当するか確認をお願いしたいと思いま

もう1点、6番についてお聞きします。土地利用状況図で聞きたいのですが、住宅の進入路、大体はわかるのですが、この図面からいきますと突き当たり雑種地というのが残っているのですが、雑種地10-4というのが、誰の所有なのか、確認をしたいと思いま

以上です。

まず1点目についてお答えいたします。

配置図の方の地番の表示が間違っていました。

これは243-2が正しいです。

土地利用状況図の方の図面が正解となっております。

		申し訳ございません。
局長補佐		2点目の方ですが、担当者に確認してから回答したいと思います。
議長	長	総会開始から1時間が経ちましたので若干休憩いたします。 (午後3時43分 休憩) (午後3時49分 再開)
議長	長	休憩中の会議を再開いたします。
議長	長	それでは、先ほどの畠山委員からの質問に対して、事務局より答弁を願います。
局長補佐		お答えいたします。 先ほどの畠山委員の2点目の質問でございますが、土地利用状況図の20ページ、5条6号につきまして、申請地の隣にあります10-4の雑種地の所有者は誰かということでございましたが、右隣の10-11の宅地の所有者のものということでございます。 今回の申請地と10-11のお宅が向かい合っており、この入口部分を実際には共用で利用するような形になるかと思えます。 以上です。
議長	長	よろしいですか。 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議長	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議長	長	挙手満場と認めます。
議長	長	よって、「議案第57号」を許可相当と決します。
局長補佐		次に、「議案第58号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。 23ページをお開き願います。 議案第58号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、一関地域に係る申請1件です。 第1号は、令和3年12月20日付けで、公共工事の作業ヤードと

		して利用するため一時転用許可を受けていましたが、契約図面に存在しない埋設物が現れ、工事が遅れたために、転用期間を延長するものです。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第58号」の説明を終わります。
		審議願います。
13番		変更前の転用期間が令和4年4月20日までですが、本日の提出ですけれども、これは変更に該当するのでしょうか。
佐藤 和威治 委員		新規の取り直しではないのでしょうか。期限が切れています。
局 長 補 佐		お答えします。
		本日の総会日と比較しますと委員のご指摘のとおりとなるかと思いますが、事業の性質上、ご協議いただきまして追認ということでご承認いただければと思います。
18番		変更の理由ですが、埋設物の管理者との協議に時間を要するというのですが、埋設物というのは何ですか。
佐々木 栄一 委員		お答えします。
局 長 補 佐		水道の本管です。
18番		矢ノ目沢49-2の土地の所有者はその埋設管を知らなかったのでしょうか。
佐々木 栄一 委員		水道の本管ですので、本管自体は市の所有物になっておりますので、土地の所有者レベルでの管理はされていなかったかと考えられます。
局 長 補 佐		
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第58号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第58号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第59号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。
		事務局の説明を求めます。
局 長 補 佐		24ページをお開き願います。
		議案第59号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容

をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

25ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が28件、所有権移転が4件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が25件です。

最初に貸借権設定ですが、第1号から28ページの第7号までの7件は、一関地域に係る申請です。

第8号から36ページの第23号までの16件は、花泉地域に係る申請です。

第24号、こちらは37ページに続いておりますが、大東地域に係る申請です。

第25号から38ページの第28号までの4件は、室根地域に係る申請です。

39ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

第3号は、花泉地域に係る申請です。

40ページをお開き願います。

第4号は、大東地域に係る申請です。

41ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

第3号、こちらは42ページに続いておりますが、花泉地域に係る申請です。

並び順が前後しますが、第4号から43ページ、第6号までの3件は一関地域に係る申請です。

44ページをお開き願います。

第7号は、大東地域に係る申請です。

第8号は、千厩地域に係る申請です。

第9号から45ページ、第10号までの2件は室根地域に係る申請です。

第11号から51ページ、第25号までの15件は藤沢地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関

		する基本的な構想」に適合しているものであります。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第59号」の説明を終わります。
		なお、所有権移転 第2号について、11番 山本 佳範 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第59号」について、所有権移転 第2号を除き可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第59号」について、所有権移転 第2号を除き可と決します。
議	長	次に、「議案第59号」所有権移転 第2号について審議いたします。
		山本 佳範 委員は退室願います。
		(午後4時9分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第59号」所有権移転 第2号について、可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第59号」所有権移転 第2号を可と決します。
		山本 佳範 委員は入室願います。
		(午後4時10分 入室)
議	長	山本 佳範 委員に申し上げます。
		「議案第59号」所有権移転 第2号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第60号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。

局長補佐

事務局の説明を求めます。

52ページをお開き願います。

議案第60号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

54ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が3件です。

第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号は、室根地域に係る申請です。

第3号は、川崎地域に係る申請です。

以上、申請の内容については記載のとおりです。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第60号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第60号 農用地利用配分計画案に係る意見について」許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第60号」を許可相当と決します。

議長

次に、「議案第61号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

局長補佐

55ページをお開き願います。

議案第61号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は2件で、千厩地域1件、室根地域1件で

		す。
		いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で「議案第61号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
5番		先に千厩地域担当委員の方、報告をお願いします。
佐藤 繁 委員		千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
		現地調査日、現地調査員については3条と同じです。
		第1号について、申請地は、JR小梨駅から北西に約2.7kmの位置にあり、周囲は北及び東側が宅地、南側が学校用地、西側が農地となっております。
		20年以上前から駐車場として貸していたものであり、既に農地性は失われております。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。
12番		室根地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。
藤原 美喜男 委員		調査日、調査員につきましては4条と同じです。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第2号、申請地は、JR折壁駅から北に約320mの位置にあり、周囲は北及び西側が市道、東及び南側が農地となっております。
		平成6年頃より宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われております。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

議

長

「議案第61号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議

長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第61号」を可と決します。

以上で全議案が終了いたしました。

第8回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時16分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員